

平成30年度  浜松市社会福祉協議会

会員加入のお願い

特別会員に加入していただくと…

研修が

割引料金で

受講できます！

浜松市社会福祉協議会は、皆さまからいただいた会員会費を、貴重な財源として地域福祉を推進しております。本会では、「だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目指して、様々な活動を展開しておりますが、市民の皆様や、団体・法人の方々に、ご理解とご協力をいただき、ともに手を携えて地域福祉のさらなる充実に取り組んでいくよう考えております。

本会の活動の趣旨をご理解いただき、社協会員として、会費納入につきまして温かいご支援をいただきますようお願い申し上げます。

特別会員

1口 5,000円



社会福祉法人 浜松市社会福祉協議会

〒432-8035 浜松市中区成子町 140-8 福祉交流センター5階

TEL 453-0580 FAX 452-9218

会費の使いみちは？

地区社協活動への支援、ボランティアの育成・支援、学生等への福祉教育の推進、障がいのある方との交流事業など地域福祉を推進するうえでの貴重な財源となっております。



▲地区社協の支援



▲高齢者サロンボランティアの育成



▲障がいのある方との交流会



▲子育て支援講座等の開催



▲福祉関係団体等の交流イベント



▲福祉教育の推進



▲ボランティア交流集会



▲災害ボランティアの育成

割引料金の一例

特別会員(1回5,000円)に加入していただくも...

- ①コミュニケーション技法実践研修～アサーティブコミュニケーション～ 2,000円/1名(通常4,000円/1名)
- ②福祉・介護現場のためのリスクマネジメント研修 2,000円/1名(通常4,000円/1名)
- ③福祉・介護現場のためのレクリエーション研修 2,000円/1名(通常4,000円/1名)
- ④福祉・介護現場のためのメンタルヘルス研修 2,000円/1名(通常4,000円/1名)

合計 8,000円/1名(通常料金 16,000円/1名)

1名あたり最大8,000円お得に!
複数名・複数回申込みされる施設はご検討ください!

※入会は、法人(経営主体)単位でなく、施設・事業所単位であり、入会施設(事業所)所属職員のみ研修受講料のみ会員扱いです。併設であっても未加入施設(事業所)職員の研修受講料は、非会員扱いとなりますのでご注意ください。

さらに!



社会福祉協議会への寄付金には税の特典があります。

- 法人としてご寄付をいただく場合は、全額損金に加算されます。
 - 個人としてご寄付をいただく場合は、次のとおり控除が認められています。
- 所得税：所得控除か税額控除が選べます

<所得控除> 税額 = (所得金額 - 所得控除額) × 税率
 所得控除額 = 寄附金額 (年間所得の40%を限度とする額) - 2千円

<税額控除> 税額控除額 = (税額控除対象寄附金額 - 2千円) × 40%

<個人住民税> 税額控除額 = {寄附金額 (年間所得の30%を限度とする額) - 2千円} × 10%

*この扱いは、確定申告書に記載すれば受ける事ができます。(但し、社会福祉協議会の領収書添付が必要)